



はいさい

編集企画・発行
 沖縄防衛局
 総務部報道室
 〒904-0295
 嘉手納町字嘉手納290番地9
 TEL (098) 921-8131
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

野田 佳彦 内閣総理大臣 来沖



仲井眞沖縄県知事との会談

高嶺沖縄県議会議長（中央）と野田総理



那覇基地で隊員を激励



牧港補給地区視察

目次

CONTENT

田中防衛大臣再来沖	2
第15回防衛セミナーの開催	3
日米交流事業の開催	4
米軍再編に関する日米共同報道発表について	5
環境影響評価書に係る知事意見について	6
一部報道に対する申し入れについて	6
米軍再編に係る嘉手納飛行場から グアム等への航空機の訓練移転	7
基地周辺対策事業に関する研修会の開催	8
キャンプ・コートニーの空調室外機の騒音対策について	8
返還されたギンバル訓練場の一部引渡しについて	8
駐留軍用地特措法手続きによる使用権原取得	9
告示後住宅の防音工事の対象拡大について	10
住宅防音事業に係る業務委託について<お知らせ>	10
定年退職者の紹介	11
名護防衛事務所だより	12
採用試験のお知らせ	12

野田^{のだよしひこ}佳彦内閣総理大臣は二月二十六、二十七日、総理大臣就任後初めて沖縄県を訪れ、仲井眞県知事と会談（上左写真）したのをはじめ、普天間飛行場などを視察しました。

二月二十六日午後、沖縄入りした野田総理は国立戦没者墓苑で献花し、旧海軍司令部壕等を視察しました。翌二十七日に仲井眞県知事及び高嶺県議会議長と会談しました。知事との会談の中で野田総理は、「沖縄の振興と米軍基地の負担軽減は、内閣の最重要課題だと思っております。今後もご理解が得られるよう粘り強く努力し、沖縄の皆さんと適切に協議をしながら進めさせていきたい。」と述べ、その後、那覇基地で隊員を激励し、県内の米軍施設を自衛隊のヘリで視察した後、普天間飛行場においてグラック四軍調整官から説明を受け、牧港補給地区、那覇港湾施設を視察しました。

田中防衛大臣 返還対象施設を視察

田中直紀防衛大臣は2月17、18日、先月に引き続き就任以来2度目の来沖をしました。

18日、田中防衛大臣は、普天間飛行場の移設先として日米合意している名護市辺野古のキャンプ・シュワブを視察するとともに、在日米軍再編ロードマップで返還対象となっている嘉手納飛行場以南の5施設・区域を視察しました。

その後、沖縄県庁において仲井眞県知事と会談しました。会談の中で田中防衛大臣は「在沖海兵隊のグラム移転と嘉手納以南の土地返還を普天間飛行場の移設と切り離して議論を開始しました。沖縄の負担軽減を最優先で取り組んでいく決意でございます。」と述べました。



キャンプ・シュワブ視察



四軍調整官表敬



仲井眞県知事との会談



キャンプ桑江視察



牧港補給地区視察

第15回防衛セミナーの開催

沖縄防衛局では、2月16日、沖縄県立博物館・美術館3階講堂において、113名の方々に来場していただき、第15回防衛セミナーを開催しました。

今回の防衛セミナーは、平成3年、ペルシャ湾に海上自衛隊の掃海部隊が派遣されてから昨年20周年を迎えたことから、この節目の年に、これまで防衛省・自衛隊が取り組んできた数多くの国際平和協力活動等の意義、成果、実情等や今後の取組みについて、広く国民に理解を深めて頂くことを目的として開催しました。

第1部では防衛省運用企画局国際協力課 齋藤雅一課長を講師として、「自衛隊の国際協力開始20周年に当たって」をテーマに、これまでの20年を振り返り、海外での活動の位置付け、活動の変遷、今後の課題についてお話しいただきました。

また、第2部では、元海上自衛隊ペルシャ湾掃海派遣部隊指揮官 落合峻海将補を講師として、「国際貢献事始め（湾岸の夜明け作戦）」をテーマに大変厳しい環境の中で機雷の掃海等を行った際の体験談や現地の新聞に自衛隊の活動が紹介されたこと、資金援助だけではなく人的貢献が如何に大きかをユーモアを交えてお話いただきました。

聴講された方々からは、「国際協力活動の重要性が良く分かった。」、「ペルシャ湾における自衛隊の作業がリアルに聞けて良かった。」などの感想や意見をいただきました。

当日の講演内容については、沖縄防衛局ホームページに掲載予定です。

(<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)



講演する齋藤課長



講演する落合氏



質疑応答を行う各講師



セミナー風景

日米交流事業の開催

沖縄防衛局では、3月17日、嘉手納スポーツドーム（嘉手納町屋良）において日米交流事業を開催しました。

この事業は、基地周辺の方々と在日米軍人及びその家族との相互理解の深化を図ることを目的に、平成20年度から毎年開催しています。今回は、嘉手納町内の小学3、4年生と米空軍嘉手納基地の小学3、4年生の児童60名ずつ計120名が「いちゃりばちよーでー（沖縄の方言で『出会えば皆兄弟』という意味です。）Japan-US Friendship Day」と銘打ってスポーツ交流を行いました。

日米の小学生が混合でチームを構成し、ドッジボール、五色綱引き、島じょうり（ゴム草履）飛ばしの競技を行いました。言葉の壁を乗り越えボディーランゲージを交えながらチームで競技にあたっている姿もあり、また、賑やかな雰囲気の中にも、真剣なまなざしで頑張る姿も見られ、スポーツを通じて日米交流が深まったものと考えます。

開催にあたっては嘉手納町長、嘉手納町子供会連絡会の皆様、米空軍嘉手納基地第18航空団司令官をはじめ多くの方々のご支援・ご協力をいただきました。紙面を借りて感謝申し上げます。



自己紹介をする子供たち



ドッジボール



五色綱引き



島じょうり飛ばし



挨拶する嘉手納町長



モロイ司令官（左上）と子供たち

米軍再編に関する日米共同報道発表について

本年2月8日、在日米軍再編に係る日米共同報道発表が行われ、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の土地返還を普天間飛行場の移設から切り離し、グアム移転の見直しを行う日米協議を開始することとされました。

これまで沖縄県等からはパッケージの見直しについて強い要望がありましたが、今回の発表では、沖縄の負担軽減を早期かつ着実に図る必要があること、米国のアジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図ること、米国議会においてグアム移転経費の削減が求められていること等の要因を踏まえ、日米で協議していくこととされたものです。なお、普天間飛行場の移設先についての日米両政府の考え方に変わりはありません。

以下、共同報道発表を紹介します。

共同報道発表

日本と米国は、日本の安全及びアジア太平洋地域の平和と安全を維持するため、両国の間の強固な安全保障同盟を強化することを強く決意している。両国は、沖縄における米軍の影響を軽減するとともに、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することに引き続きコミットしている。両国は、普天間飛行場の代替施設に関する現在の計画が、唯一の有効な進め方であると信じている。

両国は、グアムが、沖縄から移転される海兵隊員を含め機動的な海兵隊のプレゼンスを持つ戦略的な拠点として発展することが、日米同盟におけるアジア太平洋戦略の不可欠な要素であり続けることを強調する。

米国は、地理的により分散し、運用面でより抗堪性があり、かつ、政治的により持続可能な米軍の態勢を地域において達成するために、アジアにおける防衛の態勢に関する戦略的な見直しを行ってきた。日本はこのイニシアティブを歓迎する。

このような共同の努力の一環として、両国政府は、再編のロードマップに示されている現行の態勢に関する計画の調整について、特に、海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて、公式な議論を開始した。両国は、グアムに移転する海兵隊の部隊構成及び人数についても見直しを行っているが、最終的に沖縄に残留する海兵隊のプレゼンスは、再編のロードマップに沿ったものとなることを引き続き確保していく。

今後数週間ないし数か月の間に、両国政府は、このような調整を行う際の複数の課題に取り組むべく作業を行っていく。この共同の努力は、日米同盟の戦略目標を進展させるものであり、また、アジア太平洋地域における平和と安全の維持のための日米共通のビジョンを反映したものである。

環境影響評価書に係る知事意見について

沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書について、環境影響評価法に基づく公有水面埋立事業分を昨年12月28日に、沖縄県環境影響評価条例に基づく飛行場施設設置事業分を本年1月6日に送付したところ、本年2月20日、条例の対象である飛行場施設設置事業に係る知事意見を受領し、3月27日、法の対象である埋立に係る知事意見を受領したところです。

現在、知事意見の内容を精査しているところであり、科学的・専門的観点からの検討を加えて、評価書の補正をするなど丁寧に対応していきます。

補正作業を行うに当たっては、防衛本省において設置される有識者による研究会と連携を図りつつ、事業者である当局が実施する補正作業を適切かつ迅速に進めていきます。



3月27日、知事意見を受領する扇谷調達部次長（中央）

普天間飛行場代替施設に関する政府の取り組みについて

政府としては、普天間飛行場の固定化はあってはならないと考えており、普天間飛行場の移設については、同飛行場を辺野古に移設するとの現在の計画が引き続き、唯一の有効な進め方であると考えており、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するとともに、できるだけ早期の負担軽減を追求するべく、沖縄の皆様の理解が得られるよう、今後とも誠実に説明を尽くしつつ、全力で取り組んでまいります。

一部報道に対する申し入れについて

○ 平成23年8月24日付け沖縄タイムス27面「高江通行妨害証拠なし」の記事において、『職員は住民代理人の反対尋問で、申請時に地裁に提出した証拠で、児童が撮影された写真があったかとの問いに「証拠はない」と答え、現場にいた職員の報告を基に申請したと述べた。』と掲載されました。

当該記事において、当該職員が「証拠はない」と答えたとの記述がありますが、当該職員は「記憶はないです」と発言したものであり、「証拠はない」と発言した事実はありません。このことは、那覇地方裁判所の口頭弁論調書によって裏付けられています。

このような事実関係に誤りのある記事が掲載されたことは、当該職員の名誉を傷つけるばかりでなく、沖縄防衛局が証拠もないまま仮処分申請したかのような誤解を読者に与えることになりかねないため、同紙に対し事実関係の誤りを指摘の上、訂正を求めてまいりましたが、同紙が応じないため、沖縄防衛局は文書により当該記事及び関連部分について訂正記事を掲載するよう強く申し入れました。

○ 平成24年2月20日付け琉球新報1面「辺野古に県準絶滅危惧種」の記事において、「沖縄防衛局作成の評価書に記載されていない、県レッドデータブック準絶滅危惧種指定の貝類・クサイロカノコが見つかった。」と掲載されました。

この記事において、沖縄防衛局が作成した環境影響評価書にはクサイロカノコが記載されていない旨報じられていますが、同評価書にはクサイロカノコは記載されており、掲載記事の事実関係に誤りがあります。

このような事実関係に誤りのある記事が掲載されたことは、読者の間に沖縄防衛局が作成した環境影響評価書の信頼性についての疑念を生じさせることにもなりかねないため、同紙に対し事実関係の誤りを指摘の上、訂正を求めてまいりましたが、同紙が応じないため、沖縄防衛局は文書により当該記事及び関連部分について訂正記事を掲載するよう強く申し入れました。

米軍再編に係る嘉手納飛行場からグアム等への航空機の訓練移転

米軍再編に係る嘉手納飛行場からグアム等への航空機の訓練移転が平成24年2月7日から同月24日までの18日間実施され、嘉手納飛行場所属の航空機（F-15戦闘機18機、空中給油機2機等）及び人員約500名程度が参加した訓練を初めてグアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺へ移転して実施しました。

当該訓練移転期間中における嘉手納飛行場での航空機の離着陸等の状況などについては、次のとおりです。

○目視調査^{注1}による訓練移転期間中における航空機の1日当たりの平均離着陸等回数

	常駐機と考えられる航空機			外来機と考えられる航空機		
	戦闘機	戦闘機以外	合計	戦闘機	戦闘機以外	合計
訓練移転期間^{注2} 平成24年2月2日～27日	4.1回	44.3回	48.4回	0.5回	14.9回	15.4回
平成23年度（平成24年3月を除く）	26.2回	42.0回	68.3回	13.9回	15.7回	29.6回
平成22年度	35.8回	48.6回	84.4回	21.2回	17.4回	38.5回

注：1 目視調査は、午前6時から午後6時まで実施している。

2 訓練移転期間とは、訓練移転参加戦闘機等がグアムに到着した日から所属基地に帰還した日までの期間である。

○訓練移転期間中における騒音発生状況

沖縄防衛局は、嘉手納飛行場の滑走路両端の2ヶ所及び嘉手納飛行場周辺の12ヶ所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音測定を実施しており、下表は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端の訓練移転期間中における騒音の発生状況です。

・WECPNL^{*}

	騒音測定場所	
	滑走路国道側	滑走路県道側
訓練移転期間 平成24年2月2日～27日	78.8W	79.7W
平成23年度（平成24年3月を除く）	90.0W	91.9W
平成22年度	93.0W	96.6W
訓練移転事業開始前 平成18年度	94.0W	94.2W

※ WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略で、音響の強度（dB（A）：デシベル）、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位のこと。

沖縄防衛局としては、これまでの国内の訓練移転に加え、新たに追加したグアム等への訓練移転の回数を重ね、今後とも、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減に努めてまいりたいと考えています。

基地周辺対策事業に関する研修会の開催

平成24年2月27日、国頭村民ふれあいセンター内において、村議会議員及び村役場職員約30名を対象とする国頭村議会主催の基地周辺対策事業研修会が開催されました。

当局は、村議会からの依頼を受け、企画部の金城施設対策計画課長ほか周辺対策関係各課の担当者が同研修会に出席し、沖縄防衛局の組織、環境整備法の制度及び同法に基づく各種事業の採択要件などについて、県内の補助事業実績等の事例を交えて説明しました。

当日は、参加者から活発な質疑等もあり、補助事業への関心の高さが感じられる意義ある研修となりました。

当局としましては、今後とも、関係自治体等から研修会の依頼があれば、分かりやすい説明を行うなど積極的に対応してまいりたいと考えております。



研修会の様子

キャンプ・コートニーの空調室外機の騒音対策について

昨年10月、うるま市及びみどり町一・二丁目自治会等から沖縄防衛局に対し、キャンプ・コートニーの高層住宅に付属する空調室外機に起因する騒音苦情の連絡がありました。同年11月に沖縄防衛局が騒音測定を実施したところ、夜間に環境基準値を超える数値が確認されたため、当該住宅を管理する米空軍に対し、対策を講じるよう要請していたところ、本年2月末までに空調室外機に防音カバーを設置する措置が講じられました。

現在、米軍による高層住宅の改修工事に伴い当該室外機については一部稼働していないことから、沖縄防衛局としましては、今後、高層住宅の改修工事が完了し、当該室外機が稼働した後に改めて騒音測定を実施し、騒音が低減されているかどうか確認する考えです。

返還されたギンバル訓練場の一部引渡し(約26ha)について

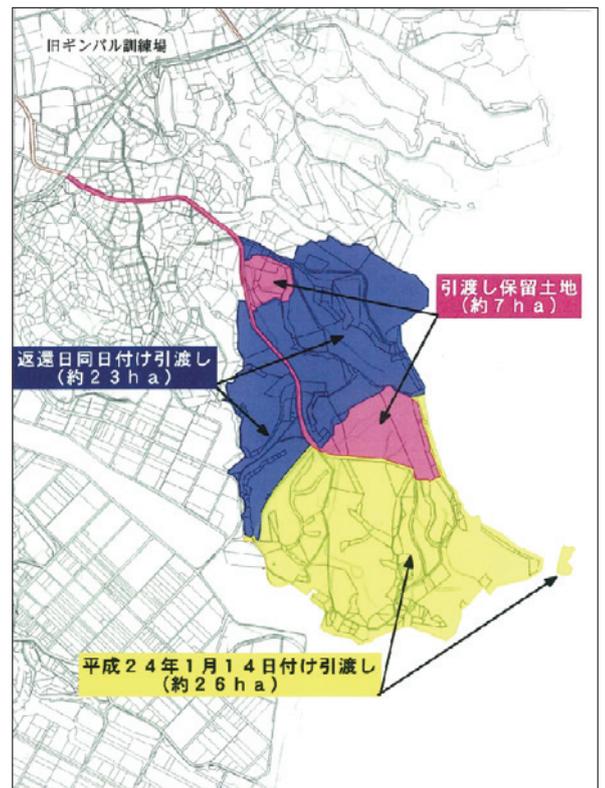
金武町に所在するギンバル訓練場(約60ha)が平成23年7月31日付けをもって返還されたことに伴い、国有財産(建物及び工作物)の取壊工事等を必要としない土地(約23ha)については、返還日に土地所有者へ引渡しました。

また、同財産の取壊工事等が必要となる土地(約33ha)については、当該取壊工事等が完了した区域から段階的に引渡すこととしていましたが、この度、約26haの土地において、当該取壊工事等が完了したので、平成24年1月14日付けで土地所有者へ引渡しを行いました。

残り約7haの土地についても、金武町の跡地利用に影響が生じないように、同町と緊密に調整を図りながら、当該取壊工事等を出来る限り早期に完了し、速やかに土地所有者に引渡すことができるよう努力してまいります。



取壊工事等(磁気探査)実施状況



駐留軍用地特措法の規定に基づく使用権原の取得

わが国の平和を守る基盤となる自衛隊と在日米軍が使用する防衛施設は、住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら円滑に使用していく必要があります。

沖縄県に所在する駐留軍用地として提供する必要がある民公有地については、土地所有者の方々との賃貸借契約の合意により使用権原を取得することを基本としていますが、契約に応じていただけない一部の土地については、駐留軍用地特措法※1に基づき使用権原を取得しています。

同法に基づく手続を行っていた、普天間飛行場及び那覇港湾施設並びに伊江島補助飛行場等8施設の一部土地については、平成23年9月8日に、また、牧港補給地区の一部土地については同年12月8日に沖縄県収用委員会※2において使用の裁決が行われました。

沖縄防衛局は、裁決に定められた平成24年2月29日までに補償金を支払う必要があり、支払対象者が、いわゆる一坪共有地主を含め約3,900名と多数の上、うち約1,900名が本土各地に在住していたことから、本土に所在するすべての地方防衛局の協力を得て、期限内に補償金の支払いを完了したものです。

これにより、駐留軍用地特措法に基づき、平成24年3月1日以降の使用権原を取得することができました。

※1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

※2 収用委員会とは、地方自治法に基づき都道府県に置かれる行政委員会で、土地収用法の定めるところにより、土地収用等に関する裁決その他事務を行う機関。

駐留軍用地特措法に基づき使用している土地一覧

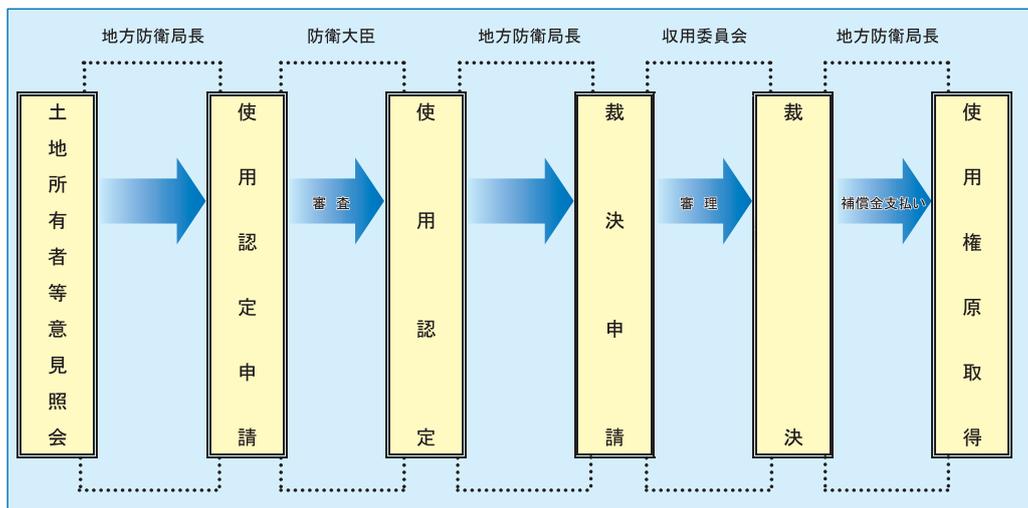
H24.3.1現在

施設名	所有者数(名)	筆数	面積(m ²)	裁決日	使用期間
普天間飛行場	863 (838)	17 (1)	15,423 (67)	H23.9.8	4年 H24.3.1 ~ H28.2.29
那覇港湾施設	6	2	263		
伊江島補助飛行場	34	82	217,122		
キャンプ・ハンセン	9	12	5,984		
嘉手納弾薬庫地区	10	4	2,215		
キャンプ・シールズ	1	1	1,473		
嘉手納飛行場	3,002 (2,910)	27 (3)	32,809 (2,148)		
キャンプ瑞慶覧	9	17	14,152		
陸軍貯油施設	2	4	2,856		
牧港補給地区	1	2	913		
牧港補給地区	1	1	148	H23.12.8	5年 H24.3.1 ~ H29.2.28
合計	3,938 (3,748)	169 (4)	293,358 (2,215)		

注：1 () の数量は、いわゆる「一坪共有運動」が行われている土地に係るもので内数。

2 面積については、1 m²未満を四捨五入により整理。

駐留軍用地特措法手続等概略図



◆◆◆ 告示後住宅の防音工事の対象拡大について ◆◆◆

現在、嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しい85W以上の区域において実施している告示後住宅の防音工事は、昭和58年3月11日から平成14年1月17日までに建築された住宅を対象としてきましたが、平成24年度からは、平成20年3月10日までに建築された住宅についても対象とすることとし、平成24年度予算案に所要の経費を計上しています。

なお、今回新たに対象となる住宅で防音工事を希望される方の住宅防音工事希望届の受付開始時期については、平成24年度予算成立後に、沖縄防衛局のホームページでお知らせします。



平成24年度における住宅防音事業に係る業務委託について<お知らせ>

1 業務委託の目的等

防衛省においては、自衛隊等の航空機の騒音による障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域（第一種区域）に当該区域指定の際、現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物）に対し、騒音障害を防止し、又は軽減するため、住宅の所有者等が行う防音工事に対して必要な経費を住民の方に助成する補助事業を行っています。

住宅防音工事の実施に当たり、住民の方が行う各種事務手続について、平成23年度から防衛省（沖縄防衛局）が住民の方を支援するため「住宅防音事業に係る事務手続補助業務」として一般競争入札に附し委託業者の決定を経て、本件の業務を業者に委託しています。

※対象施設：嘉手納飛行場・普天間飛行場・・・以上2飛行場

2 住宅防音工事の事務手続の内容

住宅防音工事の各種事務手続は、住民の方への書類の送付や書類の内容の説明、関係者との連絡調整などの業務です。

具体的には、次のとおりです。

- ア 交付申込書及び関係書類の配付及び回収業務
- イ 現地調査業務
- ウ 内定通知書等持参及び交付申請書等事務手続等説明業務
- エ 交付申請書、着手報告書及び実績報告書作成補助業務
- オ 交付決定通知書及び確定通知書送付業務
- カ 補助金請求及び支払い関連補助業務
- キ 上記に係る関係者との連絡調整業務

なお、詳細については沖縄防衛局ホームページに住宅防音事業のパンフレット等を掲載していますので御参考にしてください。

(<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/kakubu/02kikakuibu/kikakubu.html>)

◆◆◆ 問い合わせ先 ◆◆◆

沖縄防衛局 企画部 住宅防音課
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地 9
電話 098-921-8150

長い間、ご尽力に感謝申し上げます。 3月31日付定年退職者



安村 宗英
(那覇事務所)

平成24年3月31日、春のきらめき、色とりどりの花々に見守られながら、私達は旅立ちの日を迎えました。

振り返れば、昭和から平成という時代を前身の那覇防衛施設局そして沖縄防衛局と共に歩み、30数年という歳月を過ごして来たのです。

その道程は決して平坦ではなく、起伏に富み、成功と失敗の連続で、喜びと悲しみの交錯するものでしたが、様々な困難な場面に直面したとき、数多くの人の支えがあり乗り越えることが出来ました。30数年間の思いを全て語ることは出来ませんが、旅立ちの日に、私達を励まし助言してくれた先輩、苦楽を共にした同僚、無理難題にもかかわらず頑張ってくれた後輩、仕事の場面で知り合った人々、全ての人に感謝を込めて「有り難うございました。」

疲れ思い悩んでいたとき支えてくれた家族や友人に感謝を込めて「有り難う。」

(定年退職者代表 安村 宗英)



喜久川 博一
(管理課)



豊里 利行
(移設整備課)



山城 信昌
(設備課)



上江洲 良
(業務課)



座喜味 盛男
(施設補償第1課)



又吉 利夫
(労務管理官付)



神谷 博
(那覇事務所)



運天 政秀
(金武出張所)



上原 啓志
(土木課)



国吉 真人
(設備課)



長浜 真光
(業務課)



大城 和聖
(業務課)



与儀 光男
(施設補償第1課)



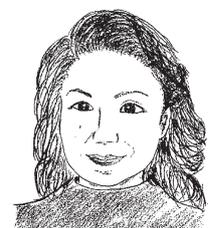
東江 辰志
(施設取得第2課)



高良 正夫
(施設取得第3課)



当真 嗣仁
(名護防衛事務所)



新垣 藤子
(周辺環境整備課)



津嘉山 操子
(施設補償第2課)



比嘉 百合子
(施設取得第1課)



座喜味 京子
(施設取得第3課)



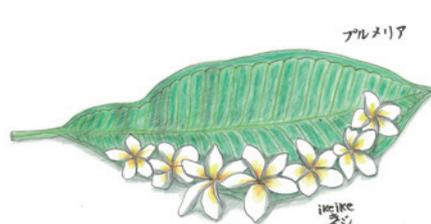
赤嶺 純子
(会計課)



武山 三郎
(独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部)



中島 雄治



名護防衛事務所だより



石倉名護防衛事務所長

名護防衛事務所は、沖縄防衛局として沖縄県の北部地域における基地行政事務を適切に対応するため、昨年3月31日、名護市辺野古に開設された防衛省で最も新しい事務所です。管轄区域（名護市以北1市1町7村）内の米軍基地関連の事件、事故などに対応するほか、地元情報の収集や連絡調整、基地内の建設工事関連の統括管理業務などを行っています。

事務所開設から早くも1年。業務をいくつか振り返ってみますと、

- ・防衛大臣の現地視察及び地元代表者の方々との会談等に同行。大臣の熱心な姿勢、地元の方々との熱のこもった対話に、一層、気が引き締まる思いがした。
- ・名護市の担当者より「地元住民の方から、米軍のヘリコプターが低空飛行を繰り返しうるさい、何とかならないのか!と苦情があった」との連絡受け。本局を通じ米側へ配慮を申し入れ、状況等を回答。事務所からも音は聞こえ、多くの方々が耐えておられると実感。
- ・市議会議員の先生及び地元市民団体の方々ほかの要請受け。当方から状況を説明するも、数時間にわたり切実な願いや厳しいご意見を傾聴。本局へ状況を説明。
- ・キャンプ・シュワブ演習場地区における山火事発生の連絡受け。直ちに延焼状況・消火活動状況の確認を行い、本局へ報告。
- ・遅ればせながら着任挨拶等を兼ね、市内の全行政区の区長さんへ挨拶回りを実施。本局、事務所を身近なものとして認知してもらうには、地道な対応が必要と認識。
- ・大雨(60mm/hr超)の後、キャンプ・シュワブの演習場地区下流(久志区内)の河川の状況(赤水)を確認。本局へ写真と共に状況報告。
- ・日曜日に地元区民運動会に参加させて頂いた。年甲斐もなく張り切って走ったおかげで相当悪性の筋肉痛。来年のリベンジを誓う!!(所長)
- ・駐留軍用地特措法の補償金支払等業務。先方の方々は、日中は仕事をされているだろうから夕方以降に訪問。ご本人不在のため時間をおいて3度目の訪問でお話が出来た。帰投中は、街灯が無く、真っ暗な道を心細く思いながらも数十分の移動だったが、途中で見た満天の星空は忘れがたい。

等いろいろありました。

開設してまだ歴史の浅い事務所ではありますが、地元の方々との連携を重視し、地元に根ざした事務所を目指し、所員一同、日々努力しております。

施設・区域が安定的に使用できるのも、地域の皆様をはじめとした、我が国の安全保障や防衛省に対するご理解、ご支援とご協力があればこそです。地域の皆様ほか多くの方々より一層深い信頼関係を築いていくために、最前線での目となり耳となり努力して参る所存ですので、よろしく申し上げます。



防衛省専門職員採用試験

項目 試験種類	試験の程度	試験区分	受験資格	申込用紙配布開始日	受付期間	第1次試験日	第1次合格者発表日	第2次試験日	最終合格者発表日
専門職試験	大学卒業程度 行政職俸給表(一)1級の係員を採用するための試験	語学(英語)	1 試験年度の4月1日における年齢が21歳以上30歳未満の者	3・8(木)	4・2(月) ~ 4・20(金)	6・10(日)	7・6(金)	7・17(火) ~ 7・20(金)のうち指定する日	8・8(水)
		語学(朝鮮語)	2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの						
		国際関係(英語)	(1) 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに防衛省がこれらの者と同等の資格があると認める者						
		国際関係(中国語)	(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに防衛省がこれらの者と同等の資格があると認める者						
		国際関係(朝鮮語)							



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。
 連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室
 メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp